

障 福 第 5 0 2 号
令和 6 年 3 月 1 日

県有施設減免利用登録団体 代表者 各位

奈良県福祉医療部障害福祉課長

「県有施設減免利用登録団体」取扱要領の改正について

平素は、障害福祉行政に格別のご尽力を賜り真にありがとうございます。

このたび、令和 4 年度包括外部監査人からの意見（※ 1）を踏まえ、県有施設における減免利用の登録団体制度について、一層の適正化を図るために見直し、標記要領を別添のとおり改正することといたしました。

つきましては、県有施設減免利用登録について、今後は「更新制」となりますので、更新を希望する場合は別途更新（※ 2）のお手続きをいただきますようお願いいたします。

（※ 1）令和 4 年度奈良県包括外部監査人からの標記にかかる主な意見（抜粋）

- ・「一度登録すれば申し出がない限り、登録団体であり続けることができる。平成 27 年の制度開始から、長い団体では 8 年間当初の登録が継続しているが、その間に要件を満たさなくなることもあり得る。不正に利用されることがないように、期限を区切り、更新制とするべきである。」

（※ 2）現在の登録は、一律に「有効期限 令和 6 年 6 月 30 日」までとなります。更新を希望される場合、令和 6 年 4 月 1 日～同年 5 月 31 日の間に更新の申請手続きをおとりください。

奈良県福祉医療部障害福祉課
担当 総務 施設係 有田
電話：0742-27-8514